

【 災害時要援護者リスト登録案内 】

令和6年6月

1 災害時要援護者の新規登録要件

- ① 在宅で生活している人
- ② 市の災害時要援護者リストに登録が済んでいない人
- ③ 要介護度2～5または重度障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神保健福祉手帳1・2級の人）

令和6年5月現在、条件が当てはまる方に登録台帳をお送りしています。該当しない人に送付された場合はご容赦くださいますようお願いいたします。

2 登録・避難支援方法

登録希望者は「要援護者登録台帳」に必要事項を記載し、地区の担当民生委員へ提出します。



市は「要援護者リスト」を作成し、区、民生委員、警察、消防署、社会福祉協議会へ配布します。



要援護者と地区関係者（※1）で相談し、地域支援者を探します。



要援護者は地域支援者（※2）と避難方法の確認をし、日頃からコミュニケーションを図ります。

【用語の説明】

※1：地区関係者とは…区長、防災組織、地区社協、福祉推進委員、民生委員等、地域の実情に
応じて、災害時に地域で避難支援を行う人

※2：地域支援者とは…災害時に地域で支援してくれる、近隣や隣組等の人